

川崎市地域防災計画・震災対策編（抜粋）

第2部災害予防計画 第7章「地域防災力の向上」

第7章 防災力の向上【危機管理室、教育委員会、経済局、消防局】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民及び企業はその自覚を持ち、平常時より地震及び地震防災に関する知識の習得に努め、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。

このため、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織、事業者及び福祉施設の管理者等は、日頃から防災訓練を積み重ね、防災体制の強化促進を図り、市は、地域住民、市職員及び防災関係機関の職員にあらゆる機会を通じ、防災意識の啓発活動を行い、地域全体の防災意識の高揚・充実に努めるものとする。

第1節 防災意識の啓発

1 市民に対する啓発【危機管理室】

本市及び防災関係機関等は、市民地震防災デー、防災週間、防災とボランティア週間、防災関連行事等を通じ、市民に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 啓発方法、手段

- ア 市民地震防災デーによる啓発（資料編 川崎市市民地震防災デー実施要綱 参照）
- イ 市政だより、防災ハンドブック、パンフレット等による広報・啓発
- ウ 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発
- エ 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発
- オ 「川崎市ホームページ」での啓発
- カ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発

(2) 啓発内容

- ア 地震及び津波に関する基礎知識
- イ 災害時にとるべき行動
- ウ 地震に対する備え（家庭内での安全対策、食糧・水の備蓄、非常持ち出し品の用意、災害時の家族の連絡方法等）
- エ 市及び防災関係機関の防災対策

2 本市職員に対する防災教育【危機管理室】

災害時に市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確な防災活動が実施できるよう、研修会、学習会等通じて、防災に関する知識を高め、災害時の判断力、行動力を養うものとする。

(1) 教育方法、手段

- ア 研修会等
- イ 防災講演会

(2) 教育内容

- ア 地震及び津波に関する基礎知識
- イ 災害時にとるべき行動、役割
- ウ 本市の防災対策

3 学校での防災教育【教育委員会】

幼稚園、小・中・高等学校では、防災教育の充実に努めるため、地震発生時の対応について、「防災学習テキスト」を活用して、園児、児童、生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。